様式第4号（第3条関係）

老人福祉電話使用貸借契約書

老人福祉電話の貸与について、貸付人丸亀市長（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）との間に、次の条項により契約を締結した。

（契約の物件）

第１条　貸与の物件は、老人福祉電話（　　局　　番）１基とする。

（契約の期間）

第２条　甲は、乙に対して　　　　年　　月　　日から丸亀市老人福祉電話貸与事業実施要綱第５条第２項の老人福祉電話貸与解除通知書を乙に通知するまでの間、老人福祉電話を貸与する。

（遵守事項）

第３条　乙は、設置された老人福祉電話について、善良なる管理者の注意をもって維持管理するものとし、当該老人福祉電話を他の目的に使用し、転貸し、又は担保に供してはならない。

（費用の負担区分）

第４条　老人福祉電話の設置及び撤去に要する経費と基本料金は、甲の負担とし、それ以外の費用はすべて乙の負担とする。

（電話使用上の注意）

第５条　乙は、その責めに帰すべき理由により貸与を受けた老人福祉電話の一部又は全部を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲が善良なる管理の下におけるやむを得ないものと認めた場合は、この限りでない。

２　乙は、前項による老人福祉電話を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその状況を甲に対して申し出るものとする。

（老人福祉電話の返還）

第６条　乙は、老人福祉電話を必要としなくなったときは、速やかに甲に返還しなければならない。

（契約の解除）

第７条　甲は、乙が本契約書に違反したとき、又は丸亀市老人福祉電話貸与事業実施要綱の規定に該当しなくなったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（契約履行上の心得）

第８条　甲及び乙は、信義、誠実をもってこの契約を履行しなければならない。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　　　　　年　　月　　日

貸付人　甲　丸亀市

代表者　市長

借受人　乙

㊞